

松本市提案型ネーミングライツ・パートナー募集要項

令和4年7月

松本市では、提案型によるネーミングライツ・パートナーを募集します。

本要項は、法人、個人等からネーミングライツ・パートナーとして希望する市有施設やイベント等の提案を募集する「提案型」について必要な事項を定めたものです。

1 募集目的

市有施設や市主催事業への命名権（ネーミングライツ）の付与を通じて、自主財源を確保するとともに、民間企業との協働により施設の知名度や魅力を高めるものです。

2 対象施設等

市が所有する施設及び市主催イベントなどの事業全般を対象とします。

ただし、施設を特定してパートナーを募集する「特定型」施設及び以下に掲げる対象外施設を除きます。

【募集対象外施設】

次に該当する施設は対象外とします。

ア 市庁舎・地域づくりセンター・公民館・福祉ひろば・小中学校・幼稚園・保育園・病院・診療所

イ 史跡・文化財等

ウ 施設等の管理状況や名称の設定に特段の経緯があるもの

エ 企業名や商品名等を冠した愛称を付すことで支障を来すおそれがあるもの（例：松本市美術館）

※ なお、まつもと市民芸術館は、当面の間、導入対象外施設とします。

3 募集の条件

次の条件を基本とします。

(1) 契約期間

ア 文化施設、スポーツ施設、公園などの市有施設
原則3年以上とします。

イ 市が実施するイベントなどの事業

契約締結日から一連の事業が終了する日までとします。イベントなどについては1回ごとの契約も可能です。

(2) ネーミングライツ料について

ネーミングライツ料として、希望する金額を提案してください。また、維持管理に係る資材の提供や清掃などのサービスの提供の場合も、金額に換算してネーミングライツ料に含めるものとしますので、併せて提案してください。

(3) 応募資格

応募資格を有する者は、以下の条件のいずれにも該当しない個人、法人及びその他

団体とします。

【応募資格を有しない者】

- 1 法令等に違反しているもの
- 2 市税を滞納しているもの
- 3 市から入札参加資格の指名停止を受けているもの
- 4 再生法（平成11年法律第 225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第 154号）による更正手続中のもの
- 5 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）で、風俗営業と規定されるもの
- 7 代表者等（役員及び経営に事実上参加している者）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員等であるもの
- 8 その他ネーミングライツを取得することが適当でないと認められるもの

(4) 愛称の条件

施設の設置目的や性格にふさわしく、親しみやすさや呼びやすさなど、市民の理解が得られる愛称としてください。複数案提案いただいてもかまいません。

ただし、次に該当する愛称は認められません。

- 1 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- 2 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- 3 第三者の商標権・著作権等の侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- 4 政治性又は宗教性のあるもの
- 5 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- 6 市政運営に支障を及ぼし又は市の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- 7 個人名を冠したもの
- 8 その他愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの

(5) 愛称の使用に関する注意事項について

ア 混乱を避けるため、契約期間内における愛称の変更はしません。

イ ネーミングライツは愛称であるため、条例等で定める施設名は変更しません。

ウ 愛称が定着するまでの期間（おおむね1年程度）は、正式名称を併記する場合があります。

(6) 費用負担

市とパートナーの費用負担は、次によるものとし、契約終了後の原状回復についても同様の取扱いとします。なお、当該費用については、ネーミングライツ料とは別に負担いただきます。

区 分	市	パートナー
敷地内外の施設看板や道路標識等の表示変更(※1)		○
協定期間終了後の原状回復		○
市が発行する印刷物やホームページの表示変更(※2)	○	

- ※1 表示変更は、市や関係機関等と協議の上、変更可能なものについて行います。
- ※2 印刷物やホームページの表示変更は、契約締結後に作成する分からとします。

4 応募方法

(1) 事前相談

応募は随時受け付けます。まず希望施設や提案内容など概要を記載した事前相談書（様式第1号）を1部提出してください。

提出先：契約管財課（又は施設所管課）

(2) 一次審査

一次審査では、施設の現在の利用状況や愛称変更することによる支障の有無等から、導入の可否や特定型への切替え等を検討し、できるだけ速やかに提案者に一次審査結果通知書（様式第2号）により回答します。一次審査では、導入対象外施設に該当しないか、特定型による公募の形の方が望ましいかのみ審査します。

なお、提案型の事前相談があった案件について、施設の規模や広告効果などから、特定型での実施が適当と判断したときは、提案型としては受け付けず、特定型として改めて募集する場合があります。

(3) 本申請

一次審査結果に応じて、本申請をお願いします。本申請の応募書類は次のとおりです。

ア ネーミングライツ・パートナー申込書（様式第3号）

イ 地域貢献等に対する支援実績等（様式第4号）

ウ 提出時チェック表（様式第5号）

エ 会社概要 ※法人のみ

オ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書

カ 法人の登記事項証明書又は住民票の写し

キ 松本市に滞納がない証明書（※松本市に納税義務がある場合のみ）及び法人の場合直近1事業年度分の納税証明書（法人税・消費税及び地方消費税）

ク 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かるもの

(4) 提出先及び応募方法

ア 提出先 施設所管課

イ 応募方法

(ア) 郵送

郵便書留により郵送してください。

(イ) 持参

提出先窓口まで直接ご持参ください。受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までです。

5 選定方法

(1) 選定委員会による選定

松本市ネーミングライツ選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募のあった愛称案、ネーミングライツ料のほか、応募の趣旨や地域貢献などの項目に

より総合的な審査を行います。審査項目及び配点基準は、応募施設ごと調整します。

なお、審査結果は、提案者にネーミングライツ・パートナー採用（不採用）決定通知書（様式第6号）により通知します。

6 パートナーの決定及び公表

採用決定後、提案者と契約に向けた細部の協議・調整を行い、合意に至った時点で契約を締結します。契約の締結後、広報まつもと及び市のホームページを通じてパートナーの名称、施設等の愛称、契約金額、契約期間等について公表します。

なお、指定管理者が施設の管理運営を行っている施設については、契約締結前に別途指定管理者との協議が必要な場合があります。

7 契約の解除

パートナーが市の指定する期日までにネーミングライツ料を納入しないとき又はパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したときは、契約満了を待たずに契約を解除する場合があります。

この場合に必要となる看板撤去、標識等の原状回復等の費用についても、パートナー側の負担となります。

8 留意事項

- (1) 看板の設置にあたっては、各自で関連法令の確認をお願いします。特に、松本市屋外広告物条例においては、デザイン等配慮すべき点もありますので、事前に都市計画課景観担当（電話：0263-34-3015）にご相談ください。
- (2) 本申請から結果通知まで2か月程度かかる場合もありますので、希望開始期間に余裕をもって申請してください。

9 問い合わせ先

松本市財政部契約管財課

電話：0263-34-3010（直通） Fax：0263-36-2592

E-mail:keiyaku@matsumoto.city.lg.jp